



第1章 はじめに



(1) 緑の基本計画とは

「長泉町緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく計画であり、町が緑地の保全や緑化の推進に関して、その目標や施策などを定める中長期的な基本計画です。

これにより、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備などの施策を総合的に進めていくことができます。また、都市緑地法などに基づいた国の支援の活用などが可能となり、施策展開の実効性が高められます。

(2) 緑とは

本計画では、「都市の暮らしを支え豊かにする緑とオープンスペース」を対象とし、樹林地、農地、水辺地、公園、街路樹、学校や工場の植栽地、住宅の庭先、グラウンドなど、公共だけでなく民間も含めた空間を対象としています。

緑の保全・創出によって、生物多様性の確保にも貢献していきます。

計画の対象とする緑

樹林地、農地、草地などの自然的環境



河川、湧水地などの水面及び水辺地



公園、道路、学校、工場、住宅など、 公共施設や民間施設で、 植物に被われている空間

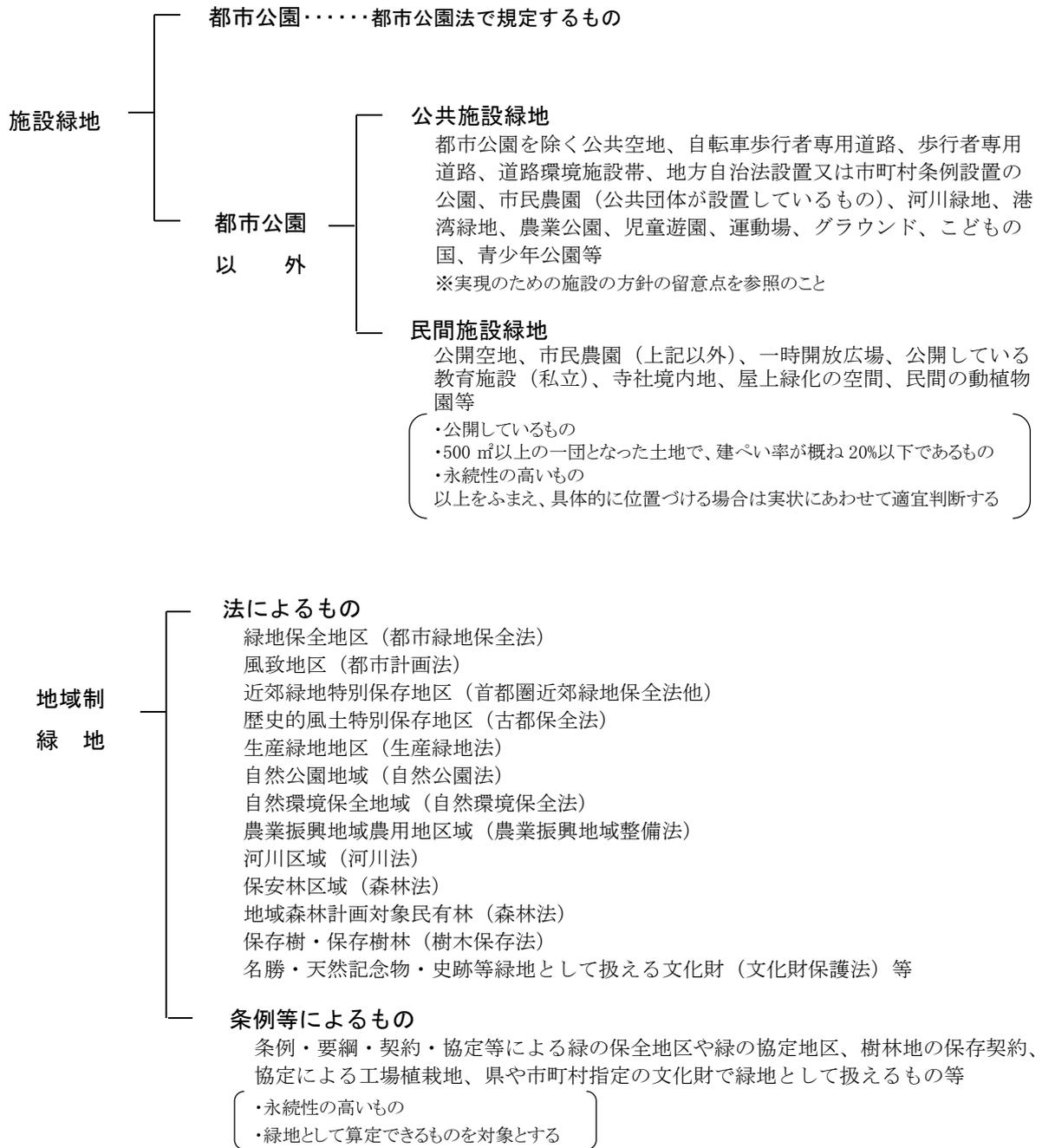


持続性、公開性の高いオープンスペース





制度的には、以下のような緑地^{注1}が本計画の対象です。



- ・公共施設緑地：都市公園以外の公有地、又は公的な管理で公園緑地に準ずる機能を持つ施設
- ・民間施設緑地：民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設

出典：「緑の基本計画ハンドブック」日本公園緑地協会

注1 緑地の定義（都市緑地法第3条第1項）

「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。



(3) 緑の機能

人口減少と高齢化の進行、自然災害リスクの高まり、人々の価値観の多様化などの状況下で、より一層住みやすく、持続可能な都市づくりに緑の機能の発揮が求められています。

<主な緑の機能>

都市の環境を改善する

- ・ ヒートアイランド現象の緩和
- ・ 大気浄化、騒音・振動の防止
- ・ 生物多様性の確保

心身の健康増進をもたらす

- ・ 健康運動、子どもの遊び場の提供
- ・ 自然とのふれあいの場の提供
- ・ 地域住民の交流の場の提供

都市の安全性・防災性を高める

- ・ 震災時の避難の安全性の向上
- ・ 火災による延焼の防止
- ・ 斜面の保全、崖崩れの防止
- ・ 水害の未然防止、軽減

都市の魅力やブランドを向上する

- ・ 緑を基調とした美しい景観の形成
- ・ 中心拠点の魅力の向上、観光振興
- ・ 働く場としての快適性の向上

これらの機能は、緑をつなげてネットワークを形成することにより一層高まります。

(4) 策定の背景と目的

長泉町は、愛鷹山の森林をはじめ、黄瀬川や桃沢川などの豊かな自然を有する一方で、町域の中部や南部では急速に市街化が進み、緑や水辺、オープンスペース等が失われつつあります。また、市街地内における都市公園等の面積水準が低い傾向にあります。

自然の恵みと都市の利便性・快適性が共生した都市として、これからも長泉町が持続可能な発展を遂げるためには、緑が持つ効果を十分に発揮し、計画的に都市の魅力を高めていくことが求められます。

また、地球温暖化等による気候変動や自然災害の増加、生物多様性の喪失等が進行しており、地球規模での環境保全の取組みが求められています。平成 27（2015）年には、SDGs（持続可能な開発目標）※次ページ参照が国連で定められ、本町も国際社会の一員として SDGs の考え方を理解し、目標の達成に向けて努力していく必要があります。

そこで、本町では、緑の役割や大切さを一人ひとりが理解し、行政、地域住民、民間事業者などが協力して、緑の保全、創出、育成、活用等に取り組むための総合的な計画として本計画を策定し、緑に関する取組みを進めていきます。



SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成するために掲げた国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するため、貧困や飢餓から経済成長や気候変動に至るまで、世界が抱える様々な課題を包括的に掲げた17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。また、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとなっています。



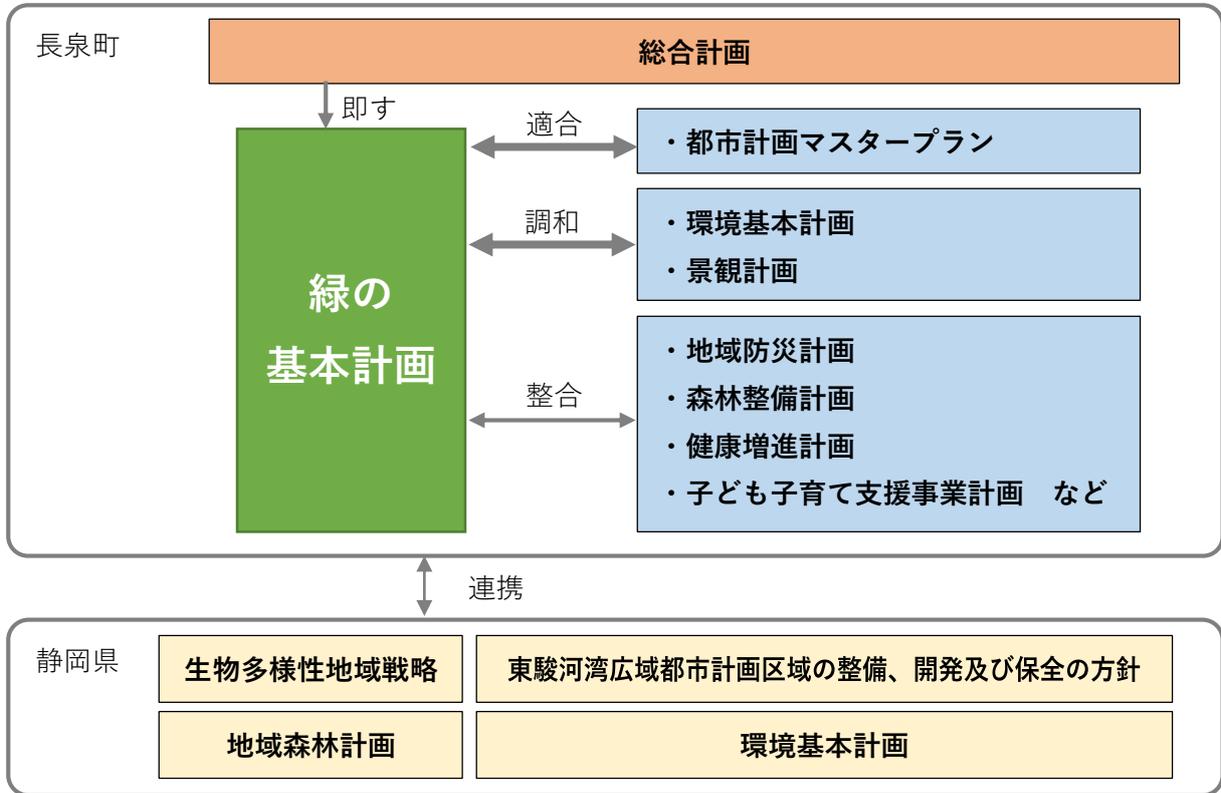
■本町の水や緑に関連する主な目標とターゲット

目標		ターゲット
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	[6.3] 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 [6.6] 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
11	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	[11.7] 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	[13.3] 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	[15.1] 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 [15.2] 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 [15.4] 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。 [15.5] 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 [15.9] 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。



(5) 計画の位置付け

本計画は「長泉町総合計画」に即した分野別計画とし、「長泉町環境基本計画」「長泉町都市計画マスタープラン」「長泉町景観計画」やその他の関連する計画との整合や調整を図り、策定します。



(6) 目標年度

計画の目標年度は、令和 22 (2040) 年度とし、概ね 20 年間の計画とします。策定後は概ね 5 年ごとに施策や事業を点検し、必要に応じて計画を見直します。

< 本町の関連計画の目標年度 >

計画名	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
緑の基本計画		概ね 20 年間 (令和 2 年度～令和 22 年度)																				
総合計画	～令和 2 年度	次期計画																				
関連計画	～令和 3 年度	次期計画																				
・環境基本計画		次期計画																				
・都市計画マスタープラン		概ね 20 年間 (平成 30 年度～令和 17 年度)																				
・景観計画		平成 27 年～ (必要に応じて見直し)																				



(7) 計画の対象区域

町域全域 (26.6 km²)

都市緑地法では、緑の基本計画を「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施する」ための計画と定めています。しかし本町では、都市計画区域外に広がる豊かな森林が市街地に潤いを与える緑の源となっており、自然を活かしたレクリエーションの場にもなっています。このため、本計画は、都市計画区域を基本としつつ、町域全域について緑地の保全等に関する措置を総合的に定めるものとします。ただし、緑地量の算出等にあたっては、都市計画区域のデータを活用する場合があります。



(8) 計画の構成

計画の構成は、次の通りです。

